

「JMITU連帯基本共済」

「JMITU連帯基本共済」は、以下の3つの制度を組み合わせ掛金は月額300円です。
 掛金は、毎年6月末に1年間分(7月～6月まで):3, 600円を一括納入します。
 入会時は、入会の月から6月までの期間の月数に300円を乗じた掛金を納入します。

慶 弔 共 済

組合員の慶事や万一の不幸な事故対しお祝金・お見舞金を給付する制度です。

共済種目・共済事由			共済金額		
慶弔共済	死亡弔慰金	組合員本人	病気死亡 ※1	30,000円	
			不慮の事故死亡 ※1	40,000円	
		配偶者	死亡	20,000円	
		子		10,000円	
		親		3,000円	
	住宅災害見舞金	火災等	全焼・全壊	70%以上	100,000円
				50%以上70%未満	90,000円
			半焼・半壊	35%以上50%未満	70,000円
				20%以上35%未満	50,000円
				15%以上20%未満	30,000円
			一部焼 一部壊	10%以上15%未満	22,500円
				5%以上10%未満	15,000円
		自然災害	全壊・流出	70%以上	30,000円
				50%以上70%未満	15,000円
				20%以上50%未満	10,000円
20%未満(損害額5万円超)	3,000円				
床上浸水	床面以上			3,000円	
親族の死亡(共済契約者本人を除く)			10,000円		
重度傷病見舞金			30,000円		
傷病見舞金	休業14日以上 ※2		2,000円		
	休業30日以上 ※2		4,000円		
	休業90日以上 ※2		8,000円		
お祝い金	結婚の祝金		8,000円		
	子の出生祝金		3,000円		
	子の入学祝金(小・中)		2,000円		
	古稀満了祝金(組合員が満70歳に達し、この共済を満了した時 ※3)		2,000円		

1)[入院+実通院(90日限度)]の場合は合計180日が限度です。

※1 事由発生日において65歳以上の組合員の死亡弔慰金は、1口あたり病気死亡15,000円
 不慮の事故死亡20,000円となります。

※2 一共済期間につき一口あたり8,000円を限度とします。

※3 2019年4月以降の事由が対象となります。(退職餞別金は廃止になりました)

交通災害共済

組合員の交通事故・災害に対し、お見舞金を給付する制度です。

共済種目・共済事由			共済金額
交通災害共済	死亡	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡	2,000,000円
	障害	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害、 労基法「身体障害等級数」1級～14級	2,000,000円～ 80,000円
	入院	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内にはじまる 入院(1日～180日)で事故の日から3年以内のもの	日額 3,000円
	実通院	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内にはじまる 実通院(1日～180日)で事故の日から3年以内のもの	日額 1,500円

労働組合活動事故見舞共済

組合活動中の不慮の事故に対し、お見舞金を給付する制度です。

共済種目・共済事由			共済金額
組合活動事故見舞共済	死亡	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡	10,000,000円
	障害	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害、 労基法「身体障害等級数」1級～14級	最高 10,000,000円
	入院	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内にはじまる 入院(1日～180日)で事故の日から3年以内のもの	日額 5,000円
	実通院	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内にはじまる 実通院(1日～180日)で事故の日から3年以内のもの	日額 2,500円

「給付」に該当する組合員の方は、申し出てください。

JMITU東京地方本部
北部地域支部
執行委員会